

【各事業所の皆様へ】旧規格消火器は 12 月 31 日までに交換を！

消防法令に基づいて設置されている
**旧規格消火器は
2021年12月31日
までに交換が必要です。**

適応火災のマークが
「文字表示」の消火器は、
新規格消火器に 2021 年 12 月 31 日
までに交換してください！

旧規格
普通火災用
油火災用
電気火災用
新規格
普通火災用
油火災用
電気火災用

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011 年 1 月 1 日の規格法令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは 2021 年 12 月 31 日までです。2022 年 1 月 1 日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いします。
なお、新規格が 2012 年以降のものには旧規格火災用ではありません。新規格が 2011 年以前のものについて、次の内容を確認して下さい。

適応火災マークを確認してください！

文字表示の消火器は、交換が必要です。

絵表示の消火器は、今後も設置可能です。

普通火災用
油火災用
電気火災用

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011 年 1 月 1 日の規格法令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは 2021 年 12 月 31 日までです。2022 年 1 月 1 日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いします。
なお、新規格が 2012 年以降のものには旧規格火災用ではありません。新規格が 2011 年以前のものについて、次の内容を確認して下さい。

適応火災マークを確認してください！

文字表示の消火器は、交換が必要です。

絵表示の消火器は、今後も設置可能です。

普通火災用
油火災用
電気火災用

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011 年 1 月 1 日の規格法令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは 2021 年 12 月 31 日までです。2022 年 1 月 1 日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いします。
なお、新規格が 2012 年以降のものには旧規格火災用ではありません。新規格が 2011 年以前のものについて、次の内容を確認して下さい。

適応火災マークを確認してください！

文字表示の消火器は、交換が必要です。

絵表示の消火器は、今後も設置可能です。

普通火災用
油火災用
電気火災用

消防法令に基づいて設置されている
旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011 年 1 月 1 日の規格法令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは 2021 年 12 月 31 日までです。2022 年 1 月 1 日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いします。
なお、新規格が 2012 年以降のものには旧規格火災用ではありません。新規格が 2011 年以前のものについて、次の内容を確認して下さい。

適応火災マークを確認してください！

文字表示の消火器は、交換が必要です。

絵表示の消火器は、今後も設置可能です。

普通火災用
油火災用
電気火災用

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011 年 1 月 1 日の規格法令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは 2021 年 12 月 31 日までです。2022 年 1 月 1 日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いします。
なお、新規格が 2012 年以降のものには旧規格火災用ではありません。新規格が 2011 年以前のものについて、次の内容を確認して下さい。

適応火災マークを確認してください！

文字表示の消火器は、交換が必要です。

絵表示の消火器は、今後も設置可能です。

普通火災用
油火災用
電気火災用

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011 年 1 月 1 日の規格法令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは 2021 年 12 月 31 日までです。2022 年 1 月 1 日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いします。
なお、新規格が 2012 年以降のものには旧規格火災用ではありません。新規格が 2011 年以前のものについて、次の内容を確認して下さい。

適応火災マークを確認してください！

文字表示の消火器は、交換が必要です。

絵表示の消火器は、今後も設置可能です。

普通火災用
油火災用
電気火災用

型式失効広報用リーフレット（PDFファイル）

※型式失効について。

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物（**一般の住宅は義務なし**）で、型式が失効している消火器（以下「旧規格消火器」という。）を継続的に設置できるのは 2021 年 12 月 31 日までです。2022 年 1 月 1 日以降は、旧規格消火器の設置は認められません。

適応火災マークが文字で表示されているものや「設計標準使用期限」が記載されていない消火器は、旧規格消火器となります。

※適応火災マークを確認！

適応火災マークを確認してください！

文字表示の消火器は、交換が必要です。

絵表示の消火器は、今後も設置可能です。

旧規格
新規格

普通火災用
油火災用
電気火災用

普通火災用
油火災用
電気火災用

※消火器の設計標準使用期限はおおむね 10 年です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。ご家庭等に自主的に設置している消火器については、消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。

なお、新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格です。

お問合せ先
中芸消防本部 予防係
TEL 0887-38-2648